

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	題 名	製 作 又 は 配 給 社	指 定 箇 所	指 定 理 由
8165	平成24年 10月17日	映 画	人妻エロ風俗 そそる痴態	新東宝映画	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
8166			新妻奥さん 背徳の匂い	新日本映像		
8167			感じる若妻の甘い蜜	オーピー映画		
8168			おんな浮世絵師	新東宝映画		
8169			黒の挑発 未亡人が疼くとき	新日本映像		
8170			三十路妻 濃蜜な夜のご奉仕	オーピー映画		
8171			やりたがる未亡人 隠れ床	新東宝映画		
8172			ホストの極太 中がとろける	新東宝映画		
8173			人妻娼婦 もっと恥ずかしくて	オーピー映画		

鹿児島県告示第1157号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

平成24年10月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
24742	平成24年 10月17日	雑 誌	恋愛宣言PINKY vol.14	秋水社	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
24743			Sweetプチ 11月号	笠倉出版社		
24744			恋愛熱情ラブパッション 11月号	一水社		
24745			BOY'S ピアス 11月号	ジュネット		
24746			mini SUGAR 11月号	秋水社		
24747			恋愛白書パステル 11月号	宙出版		
24748			コミック バグバグ 11月号	サン出版		
24749			コミック メガストア 11月号	コアマガジン		
24750			エンジェルクラブ 11月号	エンジェル出版		
24751			コミック プリズム vol.6	キルタイム コミュニケーション		
24752			DVD アムール	サン出版		

鹿児島県告示第1158号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

平成24年10月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	区 域	存続期間	禁止に係る特定猟具の種類
高野原特定 猟具使用禁 止区域	鹿児島市喜入町における鹿児島市道国道役場線と県道知覧喜入線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道とJR指宿枕崎線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同JR線を同JR線と愛宕川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を同川右岸と国道226号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と鹿児島市道国道役場線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成24年 11月1日 から平成 34年10月 31日まで	銃器
賦合特定猟 具使用禁止 区域	鹿児島市郡山町郡山地内における国道328号と県道伊集院蒲生溝辺線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と鹿児島市道向江谷・賦合線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と市道川田・賦合線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と市道賦合・小山田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道328号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成24年 11月1日 から平成 34年10月 31日まで	銃器
吹上浜特定 猟具使用禁 止区域	日置市吹上町今田地内における日置市道中原花熟里線と日置市道今田瀉線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と日置市道今田瀉・入来浜線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と伊作川右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川右岸を同川右岸と海岸線との交点方向へ進み同点に至り、同点から海岸線を海岸線と小野川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸と日置市道花熟里松瀉線とを最短距離で結ぶ直線を同直線と日置市道花熟里松瀉線の終点との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と私有鉄道鹿児島交通線跡との交点方向へ進み同点に至り、同点から同交通線跡を同交通線跡と日置市道中原花熟里線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成24年 11月1日 から平成 34年10月 31日まで	銃器
寺山牧場特 定猟具使用 禁止区域	薩摩川内市寺山地内における薩摩川内市道平佐・吉野山線と薩摩川内市農道寺山線との交点を起点とし、同点から同農道を同農道の終点方向へ進み同点に至り、同点から同点と薩摩川内市民有林150林班キ準林班及び162林班ア準林班の区域と同民有林162林班ウ準林班との境界線を同民有林162林班ア準林班、同林班イ準林班及び同林班ウ準林班の三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同民有林162林班イ準	平成24年 11月1日 から平成 34年10月 31日まで	銃器

	林班，同民有林161林班ア準林班及び同民有林162林班ウ準林班の三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同民有林161林班ア準林班及びウ準林班の区域と同民有林161林班ク準林班，キ準林班及び同民有林162林班ウ準林班の区域との境界線を同境界線と薩摩川内市道平佐・吉野山線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と同民有林160林班オ準林班と同民有林161林班キ準林班との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同民有林160林班オ準林班，同民有林161林班キ準林班及び同民有林167林班イ準林班との三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同民有林167林班ウ準林班と同林班イ準林班との境界線を同境界線と薩摩川内市道寺山・米ヶ山線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と薩摩川内市道平佐・吉野山線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
市比野特定 猟具使用禁 止区域	薩摩川内市樋脇町宮元地内における県道串木野樋脇線と県道川内加治木線との交点を起点とし，同点から同県道を同県道と薩摩川内市樋脇町と薩摩川内市入来町の境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同境界線と薩摩川内市農道第2武田線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同農道を同農道と薩摩川内市道武田鹿子田線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と薩摩川内市道竹山武田線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と県道串木野樋脇線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成24年 11月1日 から平成 34年10月 31日まで	銃器
藤川天神特 定猟具使用 禁止区域	薩摩川内市東郷町藤川地内における薩摩川内市東郷町作業路浦川内線と県道阿久根東郷線との交点を起点とし，同点から同県道を同県道と薩摩川内市道本俣線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と薩摩川内市東郷町作業路内平線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同作業路を同作業路と薩摩川内市東郷町藤川字内平1381番3と1381番4との境界線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同境界線を同町藤川字内平1381番3，1381番4及び1353番5との三方界方向へ進み同三方界へ至り，同三方界から同町藤川字内平1353番5と1381番との境界線を同町藤川字内平1353番5，1381番4及び1380番との三方界方向へ進み同三方界に至り，同三方界から同町藤川字内平1353番5と1380番との境界線を同境界線と大久保川	平成24年 11月1日 から平成 34年10月 31日まで	銃器

	右岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同点とと町藤川字内平1378と1379番との境界線と大久保川左岸との交点とを最短距離で結ぶ直線を同点方向へ進み同点に至り、同点から同町藤川字内平1378番と1379番との境界線を同町藤川字内平1375番3、1378番及び1379番との三方界方向へ進み同三方界に至り、同三方界から同三方界と薩摩川内市東郷町作業路浦川内線とを最短距離で結ぶ直線を同直線と同作業路との交点方向へ進み同点に至り、同点から同作業路を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域		
祁答院ゴルフ場特定猟具使用禁止区域	薩摩川内市祁答院町下手地内における県道宮之城加治木線と県道下手山田帖佐線との交点を起点とし、同点から同県道を同県道と県道薩摩祁答院線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と薩摩川内市道瀧間馬頃尾線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道宮之城加治木線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成24年 11月1日 から平成 34年10月 31日まで	銃器
高尾野中部特定猟具使用禁止区域	出水市高尾野町柴引地内における出水市道馬場線と肥薩おれんじ鉄道との交点を起点とし、同点から同鉄道を同鉄道と出水市道西部縦線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道下高尾野・麓線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道馬場線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成24年 11月1日 から平成 34年10月 31日まで	銃器
米ノ津特定猟具使用禁止区域	出水市六月田町地内における国道447号と出水市道六月田上村線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と出水市道上村六月田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道328号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と国道3号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と米ノ津川左岸との交点方向へ進み同点に至り、同点から同川左岸を同川左岸上に設置してある灯台線海上保安庁第1号柱設置点方向へ進み同設置点に至り、同設置点から同設置点と同川右岸上の米ノ津水門とを結ぶ直線を同水門方向へ進み同水門に至り、同水門から同川右岸を同川右岸と国道3号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を同国道と出水市道高柳川1号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と国道447号との交点方向へ進み同点に至り、同点から同国道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成24年 11月1日 から平成 34年10月 31日まで	銃器
唐笠木特定	出水市高尾野町唐笠木地内における出水市道	平成24年	銃器

猟具使用禁止区域	中里線と出水市道中央横線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と県道出水高尾野線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と出水市道西水流上の原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と出水市道中里線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	11月1日から平成34年10月31日まで	
川北特定猟具使用禁止区域	伊佐市菱刈大字川北地内における伊佐市林道池田線と伊佐市道山田線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と伊佐市道德辺～湯之尾線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と伊佐市道山田～大山口線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と北薩森林管理署目倉林道との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を北薩森林管理署2097林班い小班と同林班は小班との境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と北薩森林管理署2097林班と小班との交点方向へ進み同点に至り、同点から同点を起点とする北薩森林管理署2097林班と小班内の歩道を同歩道と同林班と小班と獅子間野牧場と境界線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同境界線を同境界線と獅子間野牧場内牧道（通称牧道1号）との交点方向へ進み同点に至り、同点から同牧道を同牧道と伊佐市道湯之尾～獅子間野線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と伊佐市林道池田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同林道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで	銃器
蒲生特定猟具使用禁止区域	始良市蒲生町米丸地内における県道浦蒲生線と始良市道山元線との交点を起点とし、同点から同市道を同市道と始良市道湯川原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道漆平線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道後田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道鶴田2号線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道漆平線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と県道伊集院蒲生溝辺線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同県道を同県道と始良市道五反田線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市農道第1正孝庵原線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同農道を同農道と始良市道下久徳川東線との交点方向へ進み同点に至り、同点から同市道を同市道と始良市道岩迫三池原線との交点方向へ進み同点に至り、同点	平成24年11月1日から平成34年10月31日まで	銃器

	<p>から同市道を同市道と県道川内加治木線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と始良市道関ヶ平線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と始良市道竜城線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と始良市道久末線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と始良市道島田線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と始良市道堂免線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と始良市農道第1堂免線との東側の交点方向へ進み同点に至り，同点から同農道を同農道と始良市道堂免線との西側の交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と始良市道中坪・田口線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と始良市道新橋・白男線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と始良市道久末線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同市道を同市道と県道川内加治木線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と県道伊集院蒲生溝辺線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を同県道と県道浦蒲生線との交点方向へ進み同点に至り，同点から同県道を起点方向へ進み起点に至る線によって囲まれた区域</p>	
--	--	--

鹿児島県告示第1159号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により，次のとおり保安林の指定を解除する。

平成24年10月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 解除に係る保安林の所在場所

霧島市牧園町下中津川字浸坂1904，1915番2，字松ヶ迫2133番2，2156番2，2157番2，字下木登迫2306番9，2306番10，2306番11，2310番，2310番2，2311番2，2312番1，2317番2，2317番4，2317番6，字曲迫2496番4，2496番9，2514番2，2515番2，2516番2，2517番2，2520番3，2521番2，2522番2，2523番4，2523番5

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

指定理由の消滅

鹿児島県告示第1160号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により，次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

平成24年10月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 解除予定保安林の所在場所

霧島市横川町上ノ字椀ヶ八重4649番1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1161号

平成24年9月11日鹿児島県告示第1022号（以下「告示第1022号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を垂水市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年10月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
内田央吉	垂水市市木字登尾南1740番	告示第1022号の変更後の指定施業要件のとお り
馬場兼志	垂水市市木字長谷比良2807番, 2819番	
大槻優	垂水市市木字長谷比良2808番	

鹿児島県告示第1162号

平成24年9月11日鹿児島県告示第1023号（以下「告示第1023号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を南大隅町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年10月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
瀬寄サチ子	肝属郡南大隅町根占辺田字檜木平4657番	告示第1023号の変更後の指定施業要件のとお り
重久直吉	肝属郡南大隅町根占辺田字檜木平4658番	
坂口休助	肝属郡南大隅町根占辺田字檜木平4660番	

鹿児島県告示第1163号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年10月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

名 称	所 在 地	廃止年月日
ポポロ薬局	出水市平和町198-2	平成24年8月31日
よしだ歯科クリニック	出水市文化町32	平成24年7月1日
サダム歯科医院	大島郡与論町茶花1613番地	平成24年9月18日

鹿児島県告示第1164号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条において準用する同法第50条の2の規定により、指定を受けた柔道整復師から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年10月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

氏 名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日
富田洋介	げんき整骨院 始良市加治木町木田57-1 コミ ユニティタウン加治木	平成24年9月1日
新村光広	げんき整骨院 始良市加治木町木田57-1 コミ ユニティタウン加治木	平成24年9月1日
新村光広	整骨院無双（伊集院） 日置市伊集院町下谷口1806番地 1-2	平成24年9月1日
富田洋介	整骨院無双（伊集院） 日置市伊集院町下谷口1806番地 1-2	平成24年9月1日

鹿児島県告示第1165号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり休止の届出があった。

平成24年10月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

訪問看護ステーション及び老人訪問看護ステーション		休止年月日
名 称	所 在 地	
ケアネット徳洲会鹿児島川内訪問 看護ステーション	薩摩川内市宮内町2026-2	平成24年8月20日

鹿児島県告示第1166号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり休止の届出があった。

平成24年10月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

居 宅 介 護 事 業 所		休止年月日
名 称	所 在 地	
ケアネット徳洲会鹿児島川内訪問 看護ステーション	薩摩川内市宮内町2026-2	平成24年8月20日

鹿児島県告示第1167号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出があった。

平成24年10月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定介護機関の居宅介護事業所の名称及び所在地
霧島市民薬局中央
霧島市国分中央一丁目7番60号
- 2 変更の内容

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護事業所の名称	会営薬局中央	霧島市民薬局中央	平成24年9月1日

鹿児島県告示第1168号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、秋目加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成24年10月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1169号

薩摩川内市上甕町江石184番地 中間義也及び薩摩川内市上甕町江石134番地 谷口広からなされた次の区域及び区分に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定による届出に係る同法第108条第2項の同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成24年10月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

区域及び区分

- 1 区域 薩摩川内市上甕町中甕・江石区域（薩摩川内市上甕町中甕，上甕町江石及び上甕町中野の地区）
- 2 区分 総トン数10トン未満の漁船により主としてきびなごさし網漁業を営む漁業

鹿児島県告示第1170号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成24年10月11日付けで南種子町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成24年10月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県告示第1171号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、平成24年9月11日付けで白百合土地改良区の皆川頭首工の管理規程を認可した。

なお、当該管理規程の概要は、次のとおりである。

平成24年10月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 貯水、放流又は取水に関する事項

区分	期間	4月1日から10月31日まで	11月1日から3月31日まで	年間総取水量
	最大取水量	毎秒0.117立方メートル	毎秒0.025立方メートル	

2 点検及び整備に関する事項

- (1) 頭首工管理責任者（以下「管理者」という。）は、堤体等を常に良好な状態に保つための点検及び整備を行う。
- (2) 管理者は、頭首工及びその周辺について常に監視を行い、危険防止等に努める。

3 緊急事態における措置に関する事項

管理者は、干ばつ時においては、河川の水量及び頭首工地点における取水状況を理事長に報告し、その指示により措置を講じる。

鹿児島県告示第1172号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営畑

地帯総合整備（農道整備及び区画整理）亀津地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年10月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成24年10月29日から同年11月26日まで
- 3 縦覧場所
徳之島町役場耕地課

鹿児島県告示第1173号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成24年10月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 作業の種類 基本測量（精密測地網高度地域基準点測量 新ジオイド・モデル精度評価）
- 2 作業の期間 平成24年10月1日から平成25年2月28日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市及び薩摩川内市

鹿児島県告示第1174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成24年10月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	白谷雲水峡宮之浦線	熊毛郡屋久島町宮之浦字奥振ノ下2561番40地先から同町宮之浦字湯穴上2560番6地先まで	前	9.0～22.0	130.0
			後	9.0～22.0	130.0

鹿児島県告示第1175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成24年10月26日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成24年10月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	白谷雲水峡宮之浦線	熊毛郡屋久島町宮之浦字奥振ノ下2561番40地先から同町宮之浦字湯穴上2560番6地先まで	平成24年10月26日

鹿児島地域振興局告示第66号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成24年10月26日

鹿児島地域振興局長 灰床義博

指定年月日	申請者の住所及び氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成24年 9月21日	福岡市中央区今川一丁目9番25号 青木啓子 日置市伊集院町郡1108番地 青木秀夫	日置市伊集院町郡字新海1108番6及び同地先水路	6.00メートル	29.70メートル

南薩地域振興局告示第31号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成24年10月26日

南薩地域振興局長 小宮路克郎

指定年月日	申請者の住所及び氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成24年 9月21日	指宿市池田3146番地8 川路豊	指宿市十二町字大西ノ前546番2	6.00メートル 4.00メートル	95.50メートル

始良・伊佐地域振興局告示第48号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成24年10月26日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

指定年月日	申請者の住所及び氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成24年 9月5日	伊佐市大口上町35番地1 田添茂文	伊佐市大口里字羽祢田島2556番1	5.00メートル	34.94メートル

始良・伊佐地域振興局告示第49号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成24年10月26日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

指定年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	関係土地の地名及び地番	道路の幅員	道路の延長
平成24年 10月9日	始良市加治木町新生町216番地 成蹊有限会社 代表取締役 寺師七郎	始良市加治木町反土字古川2902番1, 2902番12の一部及び2902番13並びに始良市加治木町木田字古川4016番8及び4016	6.00メートル	73.46メートル

		番22		
--	--	-----	--	--

始良・伊佐地域振興局告示第50号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成24年10月26日

始良・伊佐地域振興局長 岡田和憲

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
特別養護老人ホームフラワーホーム	霧島市溝辺町麓947番地3	社会福祉法人山陵会	霧島市溝辺町麓947番地3	徳永 正義	平成24年9月30日	短期入所

大隅地域振興局告示第27号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年10月26日

大隅地域振興局長 秋元幸壽

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
リーズン	鹿屋市今坂町10110-20	特定非営利活動法人ドリーム鹿屋	鹿屋市西原四丁目14番32号	斉野 義治	平成24年9月1日	就労継続支援B型

大隅地域振興局告示第28号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成24年10月26日

大隅地域振興局長 秋元幸壽

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
グループホーム「ちえすと」	鹿屋市札元二丁目3708番地	特定非営利活動法人悠和会	鹿屋市札元二丁目3708番地	緒方 悠	平成24年9月1日	共同生活援助

公 告

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県有財産の売却について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成24年10月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 入札に付する物件、入札の日時及び場所、入札参加申込期限、現地説明会の日時並びに担当部局

別表のとおりとする。

- 2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 地方自治法第238条の3第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 次のアからケまでのいずれにも該当しない者であること。
なお、資格要件確認のため、鹿児島県警察本部に照会する場合がある。
- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 役員等が、暴力団員であると認められる法人又は個人
- エ 暴力団又は暴力団員が、その経営に実質的に関与している法人又は個人
- オ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している法人又は個人
- カ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人又は個人
- キ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している法人又は個人
- ク 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用して法人又は個人
- ケ アからクまでに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする法人又は個人
- 3 入札の方法等
- (1) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、県有財産売払一般競争入札実施要領（以下「実施要領」という。）による。
- (2) 入札に参加しようとする者は、別表に記載している入札参加申込期限までに、同表に記載している担当部局に入札参加申込みをしなければならない。
- 4 実施要領の交付期間及び交付場所
- (1) 交付期間 平成24年10月26日から各物件の持参の場合の入札参加申込期限の日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分（持参の場合の入札参加申込期限の日は午後3時）まで交付する。
- (2) 交付場所 別表に記載している担当部局で交付する。
- 5 契約条項を示す期間及び場所
4の(1)及び(2)に同じ。
- 6 入札保証金
入札に参加しようとする者は、実施要領に定める方法により、入札当日の入札執行前に、入札しようとする金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。
- 7 入札の無効
次の(1)から(10)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 入札参加申込みをしていない者の入札
- (3) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (4) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (5) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (6) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (7) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (8) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (9) 予定価格（最低売却価格）を公告した入札においては、予定価格に達していない入札
- (10) 送付、電報又は電送の方法による入札

8 落札者の決定方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以上の価格で最高の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

9 用途の制限等

(1) 売買物件について、売買契約締結の日から5年間は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは貸してはならない。

(2) 売買物件について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、第三者に所有権を移転し、若しくは貸してはならない。

10 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、別表に記載している担当部局に記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

11 契約保証金

契約を締結しようとするときは、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

なお、契約保証金は、その全額を売買代金に充当する。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

別表に記載している担当部局に同じ。

13 問合せ先

鹿児島県総務部財政課財産活用対策室

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-2169

別表

物件番号	入札に付する物件		入札の日時及び場所		入札参加申込期限		現地説明会の日時	担当部局
	物件	土地（建物付き）	日時	場所	持参の場合	送付の場合		
1	所在地	垂水市田神字上中馬場2259番2	平成24年11月28日（水）午前11時	垂水市本城1452番地 県農業開発総合センター果樹部本館会議室	平成24年11月20日（火）午後3時	平成24年11月14日（水）午後2時	鹿児島県農政部 経営技術課 電話番号 099-286-3146	
	面積	242.92平方メートル						
	地目	宅地						
	建物の種類	居宅						
	建物の構造	木造セメント瓦ぶき平家建						
	延べ床面積	56.31平方メートル						
	最低売却価格	3,130,000円						
	物件	土地	平成24年11月27日（火）午後1時30分	西之表市西之表7590番地 県熊毛支庁本館3階第1会議室	平成24年11月19日（月）午後3時	平成24年11月13日（火）午前10時		鹿児島県出納局 管財課 電話番号 099-286-3795
所在地	西之表市西之表字野首7182番1							
面積	343.58平方メートル							
地目	宅地							
建物の種類	-							
建物の構造	-							
延べ床面積	-							
最低売却価格	1,615,000円							
物件	土地	平成24年11月27日（火）午後2時30分	西之表市西之表7590番地 県熊毛支庁本館3階第1会議室	平成24年11月19日（月）午後3時	平成24年11月13日（火）午前11時	鹿児島県教育庁 総務福利課 電話番号 099-286-5214		
所在地	西之表市西之表字田屋敷10005番1							
面積	1,157.08平方メートル							
地目	宅地							
建物の種類	-							
建物の構造	-							
延べ床面積	-							
最低売却価格	9,560,000円							
4	物件	土地（建物付き）	平成24年11月30日（金）午後1時	奄美市名瀬安勝町7番1号 県立大島高等学校和親館1階郷土学習室	平成24年11月22日（木）午後3時	平成24年11月12日（月）午後1時	鹿児島県教育庁 総務福利課 電話番号 099-286-5214	
	所在地	奄美市名瀬安勝町11番3						
	面積	166.54平方メートル						
	地目	宅地						
	建物の種類	共同住宅						
	建物の構造	鉄筋コンクリート造陸屋根2階建						
	延べ床面積	101.29平方メートル						
最低売却価格	11,550,000円							

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年10月26日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
始良市船津字北辰原100番1
- 2 公共施設の種類の、位置及び区域
道路 始良市船津字北辰原100番1の一部
公園 始良市船津字北辰原100番1の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
始良市宮島町26番地
始良市土地開発公社
理事長 笹山義弘

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第54号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体，同法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体，同法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体，同法第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があった政治団体の名称等は，次のとおりである。

平成24年10月26日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1 設立の届出があった政治団体

(1) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
くぼ教仁後援会	久保 文紀	久保 純子	伊佐市菱刈市山850	平成24年9月26日
市来弘行後援会	二石 実	市来 葉子	伊佐市菱刈徳辺2011-4	平成24年9月28日
松澤力後援会	中村 竜也	川田 純一	鹿児島市西陵七丁目10-1パーパス21-12号室	平成24年9月28日
吉永義和後援会	本村 裕栄	吉永 富夫	始良郡湧水町北方1748-2	平成24年10月1日
これでいいのか鹿児島	菅井 憲郎	濱田 比佐志	鹿児島市東千石町12-20	平成24年10月2日
渡辺信一郎後援会	米丸 耕治	下堂園 哲宏	鹿児島市大黒町3-22	平成24年10月4日
さよなら原発いのちの会	堀切 時子	山下 勝次	薩摩川内市入来町副田6522	平成24年10月15日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
社会民主党鹿児島県鹿児島支部	代表者	福司山 宣介	秋山 正健	平成24年10月1日
	会計責任者	藤久保 博文	松永 明敏	
社会民主党鹿児島県連合	代表者	北森 孝男	南 徹郎	平成24年10月1日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
幸福実現党鹿児島県本部	主たる事務所の所在地	鹿児島市西陵七丁目10-1パーパス21-12号室	鹿児島市甲突町15-16	平成24年9月24日
	代表者	弓削 和人	久徳 陽一	
鹿児島県歯科技工士連盟	代表者	竹之内 泰己	瀬戸山 秀樹	平成24年10月1日
鹿児島県隊友政治連	主たる事務所	鹿児島市田上町	霧島市国分松木町	平成24年

盟	の所在地	4457	14-7	10月4日
	代表者	川畑 初夫	小松 久男	
	会計責任者	増田 克巳	白石 孝浩	
もり博幸後援会	主たる事務所の所在地	鹿児島市新屋敷町 2-5	鹿児島市鴨池一丁目12-33エントピア鴨池V108号	平成24年 10月4日
川島たてお後援会	主たる事務所の所在地	大島郡喜界町湾 390-1	大島郡喜界町荒木 117-2	平成24年 10月15日
山之内勝後援会	代表者	西田 認	岩元 繁雄	平成24年 10月15日

3 解散の届出があった政治団体

(1) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

ア 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
橋口和仁後援会	橋口 和仁	平成23年12月20日
鹿児島ドクターヘリサポート会	中間 哲郎	平成24年9月23日
中間哲郎後援会	中間 哲郎	平成24年9月23日
くぼ教仁後援会	久保 文紀	平成24年9月26日
鹿児島未来会議	宗 勝子	平成24年9月28日
坂口ひろゆき後援会	田丸 三郎	平成24年10月4日
ひごまさし後援会	松下 伝男	平成24年10月18日

4 資金管理団体の指定の取消しの届出があった政治団体

届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
宗 勝子	県議会議員	鹿児島未来会議	霧島市横川町上ノ1866-1	宗 勝子	平成24年 9月28日

鹿児島県選挙管理委員会告示第55号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年10月26日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

2の表8の項中「薩摩川内市中福良町字立石2827-1」を「薩摩川内市中福良町字集2911番地1」に改める。